

暮らし

暮らし

環境

住まい

街づくり

無料耐震相談会 ～建築の専門家に相談できます～

日程	会場	申込期限
10月3日(土)	成城まちづくりセンター	9月25日
10月10日(土)	玉川総合支所	10月2日
10月17日(土)	区役所東棟	10月9日
10月24日(土)	烏山区民センター	10月16日
10月31日(土)	北沢タウンホール	10月23日

時間／午前10時～午後1時(相談時間は1組30分)
他持参書類等詳しくは、区HPをご覧くださいか、お問い合わせください。

申問へ電話・FAX(記入例3面。希望日時も明記)先着各6組

問防災街づくり課

☎6432-7177 FAX6432-7987

区HPQ 3899

家賃補助対象住宅の入居者募集 (ひとり親世帯向け)

18歳未満の子どもを養育するひとり親世帯の方が、区内の民間賃貸住宅(対象住宅に限る)に転居される場合に、区が賃貸人(家主等)に家賃の一部を補助し、入居者の家賃負担を軽減します。

●入居者募集中の住宅(2戸 ※先着順。)

所在地	間取り	専有面積
南烏山2丁目	2LDK	50.35㎡
太子堂3丁目	2DK	45.72㎡

補助額(上限)／月額4万円

補助期間／最長10年間

他所得制限等の条件があります。条件や応募方法等詳しくは、区HPQ 3722 をご覧くださいか、お問い合わせください。対象住宅へ転居されるひとり親世帯の方が未就学児を養育している場合、“ずっと、世田谷。”子育て・若者夫婦世帯住み替え応援事業(せたがやPay10万ポイントの交付・区HPQ 31164)の対象となる場合があります。

問補助金受付窓口 ☎5539-5345 FAX5432-3039

「せたがや家の終活」を配布しています

家の終活をサポートするためのガイドブックです。「知る」「準備する」「対処する」の3ステップで段階的に取り組みます。

配布場所／総合支所地域振興課、建築安全課等
※区HPからもご覧いただけます。



▲相談窓口の紹介付きです



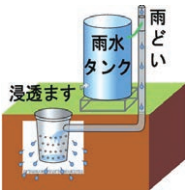
▲別冊は、もしものときに備えて、あなたの情報を書き込めます

問建築安全課 ☎6432-7183 FAX6432-7987

区HPQ 3882

雨水浸透施設・雨水タンクの維持管理をお願いします～設置に対する助成もあります～

雨水浸透施設や雨水タンクが、浸水被害の軽減や地下水涵養等の役割を十分果たせるよう、ますやタンクの内部、雨どい等のごみ・泥の定期的な



掃除をお願いします。

また、これら①雨水浸透施設②雨水タンクの設置に対して、助成制度があります。詳しくは、区HPまたは、パンフレット(まちセンター、みどり政策課、豪雨対策・下水道整備課等)にあり)をご覧ください。

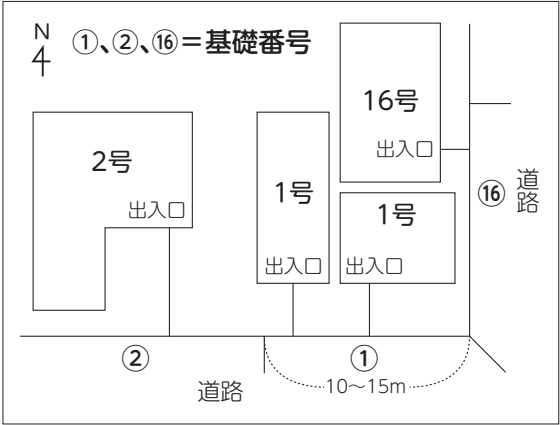
問豪雨対策・下水道整備課

☎6432-7963 FAX6432-7993

① 区HPQ 622 ② 区HPQ 629

建物の住所の決め方～住居表示制度～

街区(道路等で囲まれたエリア)の周囲を10㍍または15㍍間隔に区切り、東南の角から右回りに一連番号(基礎番号)をつけています。建物の出入口が位置する場所の基礎番号が、その建物の住居番号(●号の部分)となるので、複数の建物が同じ住所(●丁目●番●号)になることがあります。



他建物を新築・改築したときは、新築届を提出してください。

問住民記録・戸籍課

☎5432-2235 FAX5432-1173

区HPQ 3756

毒キノコに注意

毒キノコの多くは地味な色で、いかにもおいしそうに見え、食用と見分けることは困難です。

秋になると、有毒キノコによる食中毒が発生し、毎年のように死亡例も出ています。食用であることが確実に判断できないキノコは、採らない、食べない、売らない、人にあげないでください。

問世田谷保健所生活保健課

☎5432-2911 FAX5432-3054



▲ツキヨタケ



▲クサウラベニタケ

保存樹木・樹林地の指定

区では、樹木や樹林地のうち、大きさが基準を満たし、樹形が優れたものを所有者の方の同意を得て指定しています。そして、軽易な剪定や枝折れを除去する緊急の手入れ等、所有者が行う管理の一部を区が支援し、樹木の保全に努めています。他指定基準あり。詳しくは、区HPをご覧くださいか、お問い合わせください。

問みどり政策課 ☎6432-7904 FAX6432-7989

区HPQ 4703

ハクビシン・アライグマによる被害の対策

ハクビシン・アライグマによる、住宅への侵入、庭の果実や野菜の食害、観賞魚の捕食等の被害がある場合、区が委託する専門業者が捕獲に伺います。
※別途要件あり。

問環境保全課

☎6432-7137 FAX6432-7981

総合支所地域振興課

世田谷 ☎5432-2818 FAX5432-3032

北沢 ☎5478-8038 FAX5478-8004

玉川 ☎3702-1134 FAX3702-0942

砧 ☎3482-1324 FAX3482-1655

烏山 ☎3326-1207 FAX3326-1050

区HPQ 730

●ハクビシン



●アライグマ



区民葬儀の助成制度をご利用ください

内容／4月1日から、区民葬儀の火葬券が利用できなくなった民間火葬場(代々幡、堀ノ内、落合、桐ヶ谷、町屋、四ツ木)において、最も低い価格の火葬料金※を支払った方への助成
※生活保護法の適用を受けている料金を除く。

問4月1日以降、区民葬儀券(祭壇券または霊柩車券)を利用した方で、①または②に当てはまる方
①死亡時に区内に住民登録があった方の火葬費用を支払った

②火葬日時点で区内に住民登録があった方が、23区以外に住民登録があった方の火葬費用を支払った(亡くなった方が世田谷区外の23区に住民登録があった場合は、その区で申請)

助成額／大人2万7000円、満6歳以下1万5000円

申請期限／火葬を執り行った日から2年

他区HPからオンライン手続き可。区民葬儀券、助成申請書は、死亡届等提出時に総合支所くみん窓口戸籍担当でお受け取りください。世田谷区外の23区の戸籍窓口でも受け取れます。23区以外の自治体で死亡届等を提出された場合は、世田谷区の総合支所くみん窓口戸籍担当でお受け取りください。

問生活福祉課 ☎5432-2931 FAX5432-3020

区HPQ 1174